

避難指示区域の見直し等に伴う論点とその対応の方向性について（案）

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。

1. 政府による避難等の指示等に係る損害関係

(1) 避難費用及び精神的損害について

① 旧緊急時避難準備区域の場合

ア 終期（解除後相当期間）について

- i) インフラ復旧や除染の状況、学校再開の予定などを踏まえ、一定の生活環境が整うと見込まれるまでの期間として、避難費用及び避難に伴う精神的損害の終期である「解除後相当期間」をいつまで（「平成 24 年〇月」まで）とするか。

また、旧緊急時避難準備区域は一括で同じ日に指定されて同じ日に解除されたことから、「解除後相当期間」についても同様とするか。それとも、帰還に向けた取組状況等に応じて、市町村毎に異なる期間とするか。（少なくとも檜葉町は、町域のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情があることから、他の市町村とは異なる期間とするか。）

- ii) 「解除後相当期間」内に避難住民が帰還した場合には、避難を続けているとは言えないことから、帰還以降は避難費用及び避難に伴う精神的損害の賠償対象にはならないと考えざるを得ないか。一方、帰還時点から相当期間経過までの間は、別の何らかの賠償を認めることが考えられるか。

イ 終期までの損害額の算定方法について

- i) 中間指針と同様に、避難費用のうち通常範囲の生活費増加分は、精神的損害と合算するとの考え方でよいか（特に高額な生活費増加分については、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲の実費を賠償対象とすることとしてよいか。）。その他の避難費用（宿泊費等）も、引き続き、必要かつ合理的な範囲の実費を賠償対象とすることによいか。

- ii) 終期までの具体的な精神的損害の額をどのように考えるか（参考：中間

指針では、原則として、第1期は一人月額10万円、第2期は一人月額5万円が目安とされている。)

② 避難指示区域の場合

ア 第3期（第2期終了から終期までの期間）の損害額の算定方法

i) 本年3月末を目途に避難区域の見直し（「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」に区域分け）が行われることから、「第2期」は本年3月末（又は見直しの時点）まで延長し、区域の見直しにあわせて本年4月（又は見直しの時点）以降は「第3期」として検討してよいか。

ii) 第2期までと同様、避難費用のうち通常範囲の生活費増加分は、精神的損害と合算するとの考え方でよいか（特に高額な生活費増加分については、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲の実費を賠償対象とすることとしてよいか。）。その他の避難費用（宿泊費等）も、当面は引き続き、必要かつ合理的な範囲の実費を賠償対象とすることによいか。

iii) 第3期における精神的損害の額を、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」のそれぞれについて具体的にどのように考えるか。中間指針で示された「引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされていることによる精神的苦痛」及び「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」をどう考えるか。

iv) 基本的には、月当たりの金額で示すとの考え方でよいか。ただし、「帰還困難区域」については、区域が設定された時点で、少なくとも5年間は帰還できないことが明らかになることから、区域設定後5年間の分までは、一括した賠償も可能とするか。あるいは、5年を超える分も含めて一括した賠償も可能とするか。「居住制限区域」についても、一定の帰還困難時期が想定できるようであれば、一定期間分（例えば「平成24年4月から〇年分」）の一括賠償も可能とするか。

イ 終期（解除後相当期間）について

i) 避難指示解除準備区域（当初は居住制限区域であったものが移行した場合を含む。）について、帰還できる条件が整うと見込まれるまでの期間（旧緊急時避難準備区域と異なり、インフラ整備、除染等の帰還への準備が一

定程度終了してから解除されるところ、その解除後、更に平均的・一般的な人を基準として実際に帰還が可能となるまでの期間)として、「解除後相当期間」を一律に示すか(例えば「解除後〇ヶ月」)、個々の地域ごとに検討の上で示すか。(仮に一律に示すとして、現時点で可能か。あるいは、指針では避難指示解除準備区域全体の目安として一律に特定の時期(例えば「解除後〇ヶ月」)を示しつつ、今後、実際の状況を見て個別具体的に判断することが考えられるか。)

ii) 「解除後相当期間」内に避難住民が帰還した場合は、旧緊急時避難準備区域の場合と同様に考えてよいか。

iii) 避難者が帰還を断念して移住した場合をどう扱うか。将来の帰還を前提として避難を継続する場合と比べて、賠償の額及び方法等に違いはあるか(移住を決断した時点を終期とすることも考えられるが、客観的に認定することができるか。あるいは、移住したかどうかを避難者の主観的選択に委ねるか。)

③ 特定避難勧奨地点

ア 終期(解除後相当期間)について

i) 帰還できる条件が整うと見込まれるまでの期間(ただし、避難指示解除準備区域と比べて、狭い地区が避難対象となっていることを考慮する必要がある。)として、「解除後相当期間」をいつまで(例えば「解除後〇ヶ月」とするか。

ii) 「解除後相当期間」において、個々の避難住民が当該相当期間経過前に帰還した場合は、旧緊急時避難準備区域の場合と同様に考えてよいか。

イ 終期までの損害額の算定方法について

終期までの具体的な精神的損害の額をどのように考えるか。(解除に向けた検討が開始されていることから、避難指示解除準備区域と同様に考えればよいか。引き続き、避難費用のうち通常範囲の生活費増加分は、避難指示解除準備区域等と同様に精神的損害と合算するとの考え方でよいか。)

(2) 営業損害の終期

ア 終期の設定について

- i) 避難指示等により生じた営業損害の終期を、「本件事故後原則として〇年」と具体的に示すことが可能か。
- ii) 仮に終期を具体的に示す場合、土地収用における損失補償基準を参考にすることも考えられるが、本件事故（突然かつ広範囲に被害が生じた等の特徴）と土地収用との違いをどう考えるか。また、転業等に要する期間は、実際には個々の事業者の営業内容、年齢、避難先又は帰還先の地域の状況等によって異なることをどのように考慮するか。（既に指示が解除された旧緊急時避難準備区域等と避難指示が継続している避難指示区域とで異なる終期を示すか。既に終期が到来している区域があるか。例えば製造業・農業・漁業等の業種別に異なる終期を示すか。）
- iii) また、仮に終期を具体的に示す場合、事業所の移転、転業、廃業・倒産等のいずれの行動を選択したかによって終期を変えるか、あるいは同じとするか。また、帰還して従前の営業を再開した場合に生じ得る損害（例、生産体制の復旧に要する期間の減収分）の終期を別に考えるか。

イ 転業・転職、臨時の営業・就労からの利益の扱いについて

- i) 転業・転職、臨時の営業・就労を行った場合は、一般的な「終期」まではこれらにより得た利益（収益から費用を控除した額）を損害額（本件事故前の利益）から控除する（すなわち、事故前の利益との差額分のみが「終期」まで賠償される）こととするか。あるいは、一定の場合は「特別な努力」を行ったものとして、転業・転職、臨時の営業・就労から得た利益を損害額から控除しなくてよいと考えるか。
- ii) この場合、転業・転職と臨時の営業・就労を区別するか。また、従来の営業を再開した場合（中間指針では損害額から控除）との扱いの違いをどう考えるか。

(3) 就労不能等に伴う損害の終期

ア 終期について

- i) 避難指示等により生じた就労不能等に伴う損害の終期を、「本件事故後原則として〇年」と具体的に示すことが可能か。

- ii) 仮に終期を具体的に示す場合、土地収用における損失補償基準や雇用保険制度を参考にすることも考えられるが、本件事故（突然かつ広範囲に被害が生じた等の特徴）と土地収用や雇用保険との違いをどう考慮するか。また、転職等に要する期間は、実際には個々の勤労者の職種、雇用形態、年齢、避難先又は帰還先の地域の雇用状況等によって異なることをどのように考慮するか。（既に指示が解除された旧緊急時避難準備区域等と避難指示が継続している避難指示区域とで異なる終期を示すか。既に終期が到来している区域があるか。例えば正規・非正規の別によって異なる終期を示すか。）

イ 転職、臨時の就労からの収入の扱いについて

- i) 転職、臨時の就労を行った場合は、一般的な「終期」まではこれらにより得た収入を損害額（本件事故前の収入）から控除する（すなわち、事故前の収入との差額分のみが「終期」まで賠償される）こととするか。あるいは、一定の場合は「特別な努力」を行ったものとして、転職、臨時の就労から得た収入を損害額から控除しなくてよいと考えるか。
- ii) この場合、転職と臨時の就労を区別するか。また、従来就労を継続又は再開した場合（中間指針では損害額から控除）との扱いの違いをどう考えるか。

(4) 財物価値の喪失又は減少等について

- i) 価値の変動する不動産に関して、実際に売買できなくても請求時点で客観的に価値が下落していれば、請求時点の価値減少分が賠償の対象と考えてよいか。
- ii) 賠償後に除染等によって当該不動産の価値が回復した場合、その価値回復分を精算する必要があるか。
- iii) 避難指示区域ごとに、当該区域内にある土地・建物につき、一律に一定の減価率を推認するようなことが可能か。あるいは、暫定的に避難指示区域ごとに一律に一定の減価率を推認した上、後日の事情（除染等による土地・建物の価格の上昇等）によっては精算する余地を残すような取扱いが可能か。

2. 自主的避難等に係る損害関係

- i) 中間指針追補で精神的損害の賠償対象とされた者（自主的避難等対象者、避難指示等対象区域から自主的避難等対象区域に避難した者等）については、本年1月以降の損害の有無をどのように考えるか。
- ii) 上記1. の各区域（旧緊急時避難準備区域、避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）、特定避難勧奨地点）についても、住民の帰還後については、帰還場所によっては同じ問題として扱うか。
- iii) 以上につき、原則として賠償対象とする範囲（対象区域、損害額、終期等）を指針で示すことは可能か。その場合、線量等で一定の基準を設けることは可能か。今後の線量の推移等を踏まえ、追って検討することとするか。それとも、線量の状況等に応じて当事者同士の協議等により個別具体的に判断することとするか。

3. 除染等に係る損害

- i) 除染・廃棄物処理費用については、既に特別措置法の運用の中で予算化され、被災者への手当が順次進められていることから、特別措置法との関係で本審査会が整理すべき事項は生じていないと考えてよいか。
- ii) いずれにせよ、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた損害は、除染等に伴う財物損壊や営業損害を含め、賠償の対象と考えてよいか。

(以上)